

日本原子力学会英文論文誌「Special Issue（特集号）」実施要領

2001年4月13日制定

2005年6月20日改定

2006年7月21日改定

2006年8月15日改定

2010年6月21日改定

2013年9月12日改定

（目的）

1. 本要領は、「Journal of Nuclear Science and Technology」（以下、英文論文誌）および「日本原子力学会和文論文誌」（以下、和文論文誌）の「投稿規定（規約）」3. (1)に基づき、英文論文誌 **Special Issue**（以下、特集号）の刊行に関する要領を定め、特集号の円滑な刊行を図ることを目的とする。なお、特集号刊行に関する具体的な手順については、編集幹事会が別途定める。

（特集号の掲載内容及び基準）

2. 特集号は英文論文誌に受理可能な投稿原稿の範疇において、会員の関心の高いテーマや将来性のある新しい分野に関する **Review, Rapid Communication, Article, Technical Material**（以下、論文等）をまとめて掲載するものであり、定例の号の中に組み込んで刊行する。
3. 論文等は公募または推薦によるものとし、その審査は、一般の投稿論文等と同じ基準で行う。
4. 国際会議発表の論文等を特集号として刊行する場合は、論文等の半数以上は、第一著者が外国人（国外に在住あるいは勤務する日本人を含む）であることが望ましい。

（編集作業）

5. 特集号の編集作業は原則として Taylor & Francis 社のオンライン投稿・審査システム上で行う。

（企画と採否）

6. 特集号の企画は、原則として、各部会からの提案により行われる。また、必要に応じて、編集委員会から各部会に企画を依頼することがある。
7. 日本原子力学会が主催または共催する国際会議等の主催者は、特集号の企画を別紙の様

式1により編集委員会に提案することができる。

8. 本要領第6項および第7項により企画を提案した者は、編集委員会との調整の実務を行う企画責任者を選出する。
9. 編集委員会は、提案された企画を審議し、その採否を決める。採択に当たっては、定例の号の出版に差し障りのないように、年間の発行ページ数の制限に留意する。1号のページ数は96～108ページである。企画の提案者と編集委員会の合議により、特集号を2号合併号とすることができる。
10. 企画が採択された場合、編集委員会委員の中から特集号担当編集委員を選任する。特集号担当編集委員は、企画責任者との間で必要な調整を行う。

(特集号編集小委員会)

11. 特集号の審査・編集に関する実務を行うために、編集委員会の下に「特集号編集小委員会」（以下、小委員会）を設置する。設置にあたり、特集号担当編集委員あるいは企画責任者は、小委員会の委員構成を書面にて編集委員会に提出し、承認を得る。
小委員会は以下で構成される。
 - (1) 特集号担当編集委員
 - (2) 編集委員会委員 若干名
 - (3) 部会あるいは国際会議主催者の推薦する者 若干名
12. 小委員会は、原稿の募集または推薦、提出された原稿の審査、査読担当者の選任、査読遅滞の回避、および採否の決定など、特集号の審査・編集に関わる業務を行う。
13. 小委員会の設置期間は、原則として当該の特集号の刊行に関わる業務が終わるまでとする。

(経費の負担)

14. 特集号に掲載された論文の著者または国際会議主催者は、規定の掲載料、別刷り代金を負担する。

(事務)

15. 印刷に関わる事務は、Taylor & Francis 社が行う。査読・審査等、その他の業務については、小委員会が、学会編集事務局と相談の上、行う。

(その他)

16. 本要領を変更するときは、編集委員会の審議による承認を必要とする。

付則

1. 本要領は、2001年4月13日より運用を開始する。
(2001年4月2日編集幹事会確認、同年4月13日編集委員会承認)
2. 本要領は、2005年6月20日より運用を開始する。
(2005年3月4日編集幹事会確認、同年6月20日編集委員会(回議)承認)
3. 本要領は、2006年7月21日より運用を開始する。
(2006年7月7日編集幹事会確認、同年7月21日編集委員会(回議)承認)
4. 本要領は、2006年9月1日より運用を開始する。
(2006年8月4日編集幹事会確認、同年8月15日編集委員会(回議)承認)
5. 本要領は、2010年6月21日より運用を開始する。
(2010年6月11日編集幹事会確認、同年6月21日編集委員会(回議)承認)
6. 本要領は、2013年9月12日より運用を開始する。
(2013年8月5日編集幹事会確認、同年9月12日編集委員会(メール審議)承認)